

# 第 35 回太子町農業委員会総会議事録

令和 5 年 11 月

太子町農業委員会

## 議 事 録

開催日時 令和5年11月21日（火）午後6時00分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員（12名）

- |       |    |     |
|-------|----|-----|
| 1番委員  | 赤松 | 光男  |
| 2番委員  | 前田 | 俊春  |
| 3番委員  | 室井 | 美千博 |
| 4番委員  | 大西 | 正美  |
| 5番委員  | 福西 | 博幸  |
| 6番委員  | 玉田 | 輝和  |
| 7番委員  | 玉田 | 誠   |
| 8番委員  | 大西 | 信司  |
| 10番委員 | 塚本 | 芳文  |
| 11番委員 | 廣岡 | 仁史  |
| 12番委員 | 松本 | 雅邦  |
| 13番委員 | 杉本 | 泰一  |

農地利用最適化推進委員（7名）

- |    |    |
|----|----|
| 北川 | 智一 |
| 檜皮 | 由美 |
| 首藤 | 俊彦 |
| 桑名 | 幸夫 |
| 森田 | 孝一 |
| 井上 | 隆光 |
| 朝田 | 登  |

欠席委員 農業委員（1名）

- |      |    |    |
|------|----|----|
| 9番委員 | 三浦 | 芳郎 |
|------|----|----|

農業委員会事務局職員

- |      |    |     |
|------|----|-----|
| 事務局長 | 三木 | 隆史  |
| 事務局員 | 横田 | 大輔  |
| 事務局員 | 坂  | 和歌子 |

事務局 定刻になりましたので、第35回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員12名、推進委員7名です。太子町農業委員会会議規則第6条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第35回農業委員会総会を開会します。

議長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、10番塚本芳文委員及び11番廣岡仁史委員を指名します。

議長 今月の報告事項は5件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3条申請が2件、「農用地利用集積計画の決定について」が1件の計3件となります。

議長 1件目の3条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：271、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太田■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：76㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっております。

譲受人は太子町内で7,779㎡の農地を耕作されています。耕作機械については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、籾摺機1台を所有されています。また農作業従事日数についても、150日以上従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

赤松委員 申請地は、川島地区の■■■■■から南に下がったところです。

この農地を境に南側は下太田で、姫路市側は市街化区域です。太子町側は調整区域です。

■■■■■が76㎡ですが、隣接する■■■■■の土地の所有者が、購入される予定です。

現地調査を行ったところ、申請地はブルーシートが敷いてあり、その他の部分には果樹が植えられています。

道端には工務店の方が小屋を建てておられ、直接ここには進入できませんが、申請地との境界ブロック塀を一部切っただけのところから、ようやく進入できる状態でした。

杉本委員

我々が今回行った時には、多分この谷かなといった感じで、おそらく北側と南側は境界の何かないかを探し回りましたが、それも見当たらず、隣の方が草を刈っていたので、それは結構なことです、何㎡と出ていますので、そこはやはり隣の境界域を受理する時に分かるように、現地を見に行く時のために指導をしていただいたほうが良いかなと思います。

議長

委員一同

議長

委員一同

議長

事務局

譲受人は太子町内で 2,947 m<sup>2</sup>の農地を耕作されています。耕作機械については、田植機 1 台、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、軽トラック 1 台を所有され

ています。また農作業従事日数についても、200 日以上従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

井上委員 申請地は松尾地区特別指定区域の沿道施設集約誘導等区域の隣にあり、この辺りは流通区域で埋め立て工事をしてしていますが、その隣地の田となります。

譲渡人の■■■■さんは、既に所有されていた 4 筆を売却してしまい、申請地だけしか残っていません。

ここは沿道施設集約誘導等区域から外れるわけです。

バイパス北側の沿道施設集約誘導等区域で従前所有していた農地は売却済みで、申請地の 1 筆のみ残っているということで、ご本人の身体の調子も少し悪いようで、その土地を全部売ってしまったものですから、■■■■である譲受人は近くで水稲されており、継続して土地を利用される譲受人に売却の話をされました。

簡単ですが、以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。  
続きまして、農用地利用集積計画の決定について審議します。  
事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：273、農用地利用集積計画の策定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めます。太子町長より令和 5 年 11 月 6 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

申請総数：1 筆、1,166 m<sup>2</sup>、権利種別：使用貸借 1 筆、1,166 m<sup>2</sup>、利用権の設定：新規 1 筆、1,166 m<sup>2</sup>、設定期間：8 年 1 筆、1,166 m<sup>2</sup>、8 年 1 筆、1,166 m<sup>2</sup>

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、本計画決定は妥当であると考えます。事務局か

らの説明は以上となります。

議 長

通常これまでは、町の段階での利用権設定等については年に 2 回集中して申請していただいたり、更新手続きをしていただくなど行っていましたが、新しく中間管理機構をこれから全て通すことになります。その場合はマッチングすれば、随時出てくるということになります。

終期はこれから中間管理機構で合わせていくようになるようで、期間の 10 年といったことも更新時期に合わす形の設定をしてくるかもしれませんが、手続き上は随時マッチングされたものについては、これまで年に 2 回行っていたものが、随時となるように聞いておりますので、よろしくお願いします。

先月検討いただいたものに続いて 1 件マッチングが出来て、今回ご審議いただくとなったので、この案件について、質問、意見等ございますか。

委員一同

(質問・意見なし)

議 長

この案件について、農用地利用集積計画を原案どおり決定することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同

(挙手多数)

議 長

賛成多数でございますので、農用地利用集積計画を原案どおり決定します。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、第 35 回太子町農業委員会総会を閉会します。

終了 午後 6 時 30 分

太子町農業委員会会議規則第13条2の規定により署名する。

太子町農業委員会

議長  
(会長)

前田 俊春

議事録署名委員  
(10 番塚本芳文委員)

塚本 芳文

議事録署名委員  
(11 番廣岡仁史委員)

廣岡 仁史